

本号で公布された条例のあらまし

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第五十二号）

（教職員課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、市町村立学校職員給与負担法の一部が改正されたことに伴い、関係三条例を整備するための条例を制定する。

二 内容

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、指定都市の教職員が県の給与負担の対象から除かれたことに伴い、指定都市に係る規定を削除する。

三 施行期日

平成二十九年四月一日